

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

静岡県住宅供給公社理事長 矢野 弘典

- 1 静岡県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社
- 2 静岡県に代わって管理を行う県営住宅等の名称
静岡県県営住宅条例施行規則（平成9年静岡県規則第33号）第2条別表左欄に掲げる名称
- 3 静岡県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
 - (1) 法第47条第3項第1号から第3号までに掲げる権限（第1号に掲げる権限にあつては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
 - (2) 静岡県県営住宅条例（昭和36年静岡県条例第26号）第37条第2項各号（第7号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
 - (3) 県営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。
- 4 静岡県に代わって県営住宅等の管理を行う期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで